



# 埼玉県報

第 3054 号  
平成 30 年(2018 年)  
11 月 13 日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 自衛官の募集に関する告示（地域政策課）
- 生徒用机・椅子・机天板（東部地区）に関する落札者等の公示（入札課）
- 生徒用机・椅子・机天板（西部地区）に関する落札者等の公示（入札課）
- 生徒用机・椅子・机天板（南部地区）に関する落札者等の公示（入札課）
- 生徒用机・椅子・机天板（北部地区）に関する落札者等の公示（入札課）
- 特定非営利活動法人の認定に係る公告（共助社会づくり課）
- 狭山都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 行田市南河原土地改良区の役員就退任届（加須農林振興センター）
- 保安林の指定の解除（森づくり課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 北本都市計画下水道事業北本公共下水道の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 宅地建物取引業者に対する監督処分（建築安全課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定（出納総務課）
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し（熊谷県税事務所）
- 県道越谷岩槻線の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

## 告 示

### 埼玉県告示第千百九十六号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成三十年十一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 募集種目

自衛官候補生

#### 二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者。ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の一日から起算して三月に達する日の属する月の翌月の末日現在三十三歳に達していない者に限る。

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号に掲げる者に該当しないもの

#### 三 採用試験の方法

イ 筆記試験（国語、数学、社会及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

#### 四 募集期間

平成三十年十一月十三日（火）から同年十二月三日（月）まで

#### 五 採用予定月

平成三十一年三月下旬から四月上旬

#### 六 試験期日並びに試験場の位置及び名称

イ 試験期日

平成三十年十二月九日（日）又は同月十日（月）のいずれか指定された日

ロ 試験場の位置及び名称

東京都練馬区大泉学園町

陸上自衛隊朝霞駐屯地

#### 七 応募者の受付

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部（埼玉県さいたま市浦和

区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階 電話〇四八―八三一―六〇四

三）及び各地域事務所において受け付ける。

#### 八 各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階  
自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

(電話〇四八―六五一―二四二〇)

ロ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

(電話〇四―二九二三―四六九一)

ハ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

(電話〇四八―四六六―四四三五)

ニ 埼玉県熊谷市筑波三丁目九十番地一国際ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

(電話〇四八―五二二―四八五五)

ホ 埼玉県秩父市宮側町三番地三

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

(電話〇四九四―二二一六一―六一五七)

# 告 示

## 埼玉県告示第千百九十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年十一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
生徒用机・椅子・机天板（東部地区） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
教育局教育総務部財務課  
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年10月25日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社トネガワ  
埼玉県さいたま市岩槻区仲町 1 丁目13番16号
- 5 落札金額  
12,362,371円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成30年 8 月21日

# 告 示

## 埼玉県告示第千百九十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年十一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
生徒用机・椅子・机天板（西部地区） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
教育局教育総務部財務課  
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年10月25日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社わせだ  
埼玉県三郷市大廣戸822番地 3
- 5 落札金額  
9,170,420円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成30年 8 月21日

# 告 示

## 埼玉県告示第千百九十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年十一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司



- 1 購入等件名及び数量  
生徒用机・椅子・机天板（南部地区） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
教育局教育総務部財務課  
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年10月25日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社雄飛堂  
埼玉県さいたま市大宮区東町 1 丁目54番地
- 5 落札金額  
12,278,865円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成30年 8 月21日

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年十一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
生徒用机・椅子・机天板（北部地区） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
教育局教育総務部財務課  
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年10月25日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社わせだ  
埼玉県三郷市大廣戸822番地 3
- 5 落札金額  
2,937,006円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成30年 8 月21日

## 告示

### 埼玉県告示第千二百一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十五条第一項の規定により、次の特定非営利活動法人を認定したので、同法第四十九条第二項の規定により公示する。

平成三十年十一月十三日

埼玉県知事 上田清司

#### 一 名称

特定非営利活動法人彩の子ネットワーク

#### 二 代表者の氏名

関 昌美

#### 三 主たる事務所の所在地

埼玉県上尾市二ツ宮千百五十六番地三

#### 四 当該認定の有効期間

平成三十年十一月十三日から平成三十五年十一月十二日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百二号

狭山市から狭山都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成三十年十一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 意見の概要

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）草加谷塚上町計画

埼玉県草加市谷塚上町字立野二百七十一番一の一部外

##### ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 開設される店舗につきましては、草加商工会議所、草加市商店連合事業協同組合等への加入及び、実施する市内商業の活性化に関する事業への協力をご検討ください。また、地元町会等の地域活動への協力要請があった際には併せてご協力ください。

(2) 予定建築物の用途は事業用施設ですので、当該計画施設から排出される廃棄物（ごみ）は事業系一般廃棄物または産業廃棄物に該当します。廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び草加市廃棄物の処理及び再利用に関する条例等関係法令を遵守し、事業者の責任において廃棄物を適正に処理するとともに、廃棄物の減量及び発生抑制に努めてください。

#### (3)

(一) 早朝・夜間については特に、荷さばき時の騒音防止に努めてください。

(二) 当該建築物の建築に起因するテレビ等の受信障害は、開発者の責任において障害解消対策を実施するものとし、電波障害の苦情が出た場合、速やかに対応してください。

(三) 食品売り場における惣菜調理場・飲食店等においては、ダクト排出口の臭気に注意してください。

(四) 店舗の営業に当たっては、埼玉県生活環境保全条例、草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例に基づく、騒音・悪臭等に係る規制基準を遵守してください。

(五) 低炭素社会の推進に寄与するため、太陽光発電システム、太陽熱・高効率給湯器、LED照明、HEMS（BEMS）、蓄電池などの創エネ・省エネ・蓄エネ機器を導入したエコ建築物となるよう努め、環境への負荷低

減を図るよう配慮してください。

(4)

- (一) 草加市では、市内全域を景観法に基づく「景観計画区域」に指定しています。景観法では、行為の着手制限（三十日）が定められている他、工事を着手する場合は届出が必要となっております。なお、今回の申請対象は、草加市景観計画及び景観条例上の大規模届出対象行為に該当するため、色彩基準及び形態・意匠等の景観形成基準の適用がありますので、届出をしていない場合は、事前に都市計画課と協議してから届出を出してください。
- (二) 屋外広告物を設置する予定がある場合には、都市計画課と事前に協議してください。（建物利用広告物についても協議してください）
- (三) 当該敷地の用途地域は、第一種住居地域と準工業地域です。用途境界線引きの申請がまだされていない場合は都市計画課で用途境界線引きを受けてください。

(四) 計画地に都市計画道路（3・3・4 浦和東京線）がありますので、道路課で都市計画道路の位置を確認してください。

- (5) 車両が「搬入車専用出入口」や「出入口③」を利用して、市道二〇五八号線を通り、県道吉場安行東京線に出ようとする際に、接触事故が起きやすくなることが予想されるため、車両の出入りは入口①と出口②に限るよう配慮をお願いします。

## 二 縦覧期間

平成三十年十一月十三日から平成三十年十二月十三日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテ三郷店

埼玉県三郷市さつき平一丁目八百十二番地一、八百三番地一外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）長崎屋・MEGAドン・キホーテ三郷店

（変更後）MEGAドン・キホーテ三郷店

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

（変更前）株式会社長崎屋 代表取締役 成沢潤治

千葉県市川市南八幡四丁目九番一号

（変更後）株式会社長崎屋 代表取締役 関口憲司

東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社長崎屋 代表取締役 成沢潤治

千葉県市川市南八幡四丁目九番一号 外 計二十五者

（変更後）株式会社長崎屋 代表取締役 関口憲司

東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号 外 計十者

#### ハ 変更年月日

平成三十年十月二十六日外

#### ニ 届出年月日

平成三十年十月二十六日

#### 二 縦覧期間

平成三十年十一月十三日から平成三十一年三月十三日まで

#### 三 縦覧場所



埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成三十年十一月十三日から平成三十一年三月十三日まで

#### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテ三郷店

埼玉県三郷市さつき平一丁目八百十二番地一、八百三番地一外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から午後十一時

（変更後）午前八時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三十分から午後十一時三十分

（変更後）午前七時三十分から午後十一時三十分

#### ハ 変更年月日

平成三十年十一月三十日

#### ニ 届出年月日

平成三十年十月二十六日

#### 二 縦覧期間

平成三十年十一月十三日から平成三十一年三月十三日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成三十年十一月十三日から平成三十一年三月十三日まで

#### ロ 意見書提出先



## 告 示

### 埼玉県告示第千二百六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテ蓮田店

埼玉県蓮田市東四―四千二百五十八―二外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社長崎屋 代表取締役 成沢潤治

東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号 外 計二十三者

（変更後）株式会社長崎屋 代表取締役 関口憲司

東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号 外 計十四者

#### ハ 変更年月日

平成二十九年十一月十一日外

#### ニ 届出年月日

平成三十年十月二十六日

#### 二 縦覧期間

平成三十年十一月十三日から平成三十一年三月十三日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成三十年十一月十三日から平成三十一年三月十三日まで

#### ロ 意見書提出先



## 告 示

### 埼玉県告示第千二百七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテ蓮田店

埼玉県蓮田市東四―四千二百五十八―二外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から翌午前一時

（変更後）午前八時から翌午前一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三十分から翌午前一時三十分

（変更後）午前七時三十分から翌午前一時三十分

#### ハ 変更年月日

平成三十年十一月三十日

#### ニ 届出年月日

平成三十年十月二十六日

#### 二 縦覧期間

平成三十年十一月十三日から平成三十一年三月十三日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成三十年十一月十三日から平成三十一年三月十三日まで

#### ロ 意見書提出先



## 告 示

### 埼玉県告示第千二百八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンレイクタウン

埼玉県越谷市レイクタウン三丁目一番地一、四丁目一番地一、四丁目二番地

#### 二

ロ 変更の概要

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 出入口の数 二四か所 位置 図面省略

（変更後） 出入口の数 二五か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成三十年十一月一日

ニ 届出年月日

平成三十年十月五日

#### 二 縦覧期間

平成三十年十一月十三日から平成三十一年三月十三日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年十一月十三日から平成三十一年三月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課



# 告示

## 埼玉県告示第千二百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、行田市南河原土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十年十一月十三日

埼玉県知事 上田清司

### 一 就任

職名	氏名	住所
理事	若林 愉貴雄	埼玉県行田市大字南河原五百三十三番地
同	赤羽 修一	同 犬塚千三百十六番地
同	江袋 和男	同 中江袋九十七番地一
同	小林 勝	同 南河原四百四十一番地
同	江森 広明	同 同 二百三十番地六
同	野中 實	同 中江袋五百八十五番地
同	江森 岩雄	同 南河原二千八十九番地
同	関和 英之	同 馬見塚七百七十五番地一
同	古澤 明	同 犬塚千二百七番地
同	栗原 正志	同 馬見塚八百九十三番地二
同	内田 三男	同 同 八百八十三番地
同	細井 清	同 犬塚七百九番地一
同	吉野 弘良	同 南河原七百一番地
同	山田 福太郎	同 同 二千六百九十六番地三
監事	大屋 寛	同 犬塚七百三番地
同	加瀬田 誠	同 南河原三百七十三番地
同	関和 房雄	同 馬見塚七百四十四番地一

### 二 退任

職名	氏名	住所
理事	若林 愉貴雄	埼玉県行田市大字南河原五百三十三番地
同	赤羽 修一	同 犬塚千三百十六番地
同	江袋 和男	同 中江袋九十七番地一
同	小林 久行	同 南河原四百五十二番地一
同	木元 孝夫	同 同 三百四十三番地一
同	島村 金光	同 同 二千六百二十二番地三

理事	野中實	埼玉県行田市大字中江袋五百八十五番地
同	島村秀平	同 馬見塚三百五十五番地
同	木村雅泰	同 南河原七百九十二番地二
同	金子計之助	同 馬見塚七百六十六番地一
同	古澤明	同 犬塚千二百七番地
同	栗原正志	同 馬見塚八百九十三番地二
同	金子憲一	同 同 七百五十番地
同	内田秀夫	同 同 七百二十七番地
同	加藤忠昭	同 犬塚千三百二十番地
同	古澤時男	同 同 七百三十七番地
同	山田福太郎	同 南河原二千六百九十六番地三
同	橋本茂	同 同 七百五十八番地三
監事	大屋寛	同 犬塚七百三番地
同	江森直	同 南河原三百三十八番地一
同	萩原正夫	同 馬見塚七百五十三番地

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年十一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
埼玉県所沢市大字新郷二〇五の二三
- 二 保安林として指定された目的  
耕地の防風
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百十一号

測量計画機関である東松山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

東松山市

### 二 作業種類

公共測量（航空写真撮影（同時調整））

### 三 作業地域

東松山市全域

### 四 作業期間

平成三十年十二月一日から平成三十一年三月十五日まで

## 告示

### 埼玉県告示第千二百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十九年埼玉県告示第千四十五号で告示した北本都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成三十年十一月十三日

埼玉県知事 上田清司

#### 一 施行者の名称

北本市

#### 二 都市計画事業の種類及び名称

北本都市計画下水道事業北本公共下水道

#### 三 事業施行期間

昭和四十九年八月二十日から

平成三十三年三月三十一日まで

#### 四 変更に係る事業地

##### イ 汚水

##### (1) 収用の部分

変更なし

##### (2) 使用の部分

変更なし

##### ロ 雨水

##### (1) 収用の部分

変更なし

##### (2) 使用の部分

変更なし

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百十三号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定により、平成三十年十一月八日付けで、次のとおり免許を取り消した。

平成三十年十一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

商号又は名称	氏名（法人にあっては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地
セゾンホーム株式会社	會田晃司	埼玉県春日部市下蛭田三百番地七

# 告示

## 埼玉県告示第千二百十四号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年十一月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

住所	氏名
埼玉県さいたま市西区三橋五丁目一五九二番地三 東京都東村山市栄町一丁目二十四番地三 レクセルプラザ久米川六〇三	関口 秀一 山崎 裕二

二 指定年月日

平成三十年十一月七日

# 告示

## 埼玉県熊谷県税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成三十年十一月十三日

埼玉県熊谷県税事務所長 山崎 高章

氏名又は名称	秩父商工石油株式会社
代表者の氏名	取締役社長 武内 隆
主たる事務所又は事業所の所在地	埼玉県熊谷市赤城町三丁目一番地
指定取消年月日	平成三十年十月三十一日



## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十一月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月十三日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷岩槻線
- 三 道路の区域

<p>新旧 A</p>	<p>旧 新 別</p>	
<p>越谷市大字砂原字東一四六一 番二地先から越谷市大字砂原 字東一三三四番二地先まで</p>	<p>区 間</p>	
<p>八・九九ノ 二三・〇二</p>	<p>八・九九ノ 二三・〇二</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二二五・一</p>	<p>延長 (メートル)</p>	
	<p>備 考</p>	

## 告 示

### 埼玉県教委告示第三十五号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成三十年十一月十三日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

#### 一 日時

平成三十年十一月十九日 午前十時

#### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

#### 三 議題

イ 県議会平成三十年十二月定例会提出予定案件について

ロ その他